

令和3年度
いじめ防止基本方針

大島町立第一中学校

1 はじめに

いじめは生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。学校は生徒の尊厳を守り、いじめに向かわせないために日ごろから生徒の様子を観察・把握に努める。生徒が安全かつ安心して生活できるよう、学校全体で組織的にいじめ防止及び早期発見に取り組み、いじめに対しては、絶対に許さないという決意の下、保護者、地域、関係諸機関との連携を図り適切かつ迅速に対処する。

ここに定める「いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題に対する具体的な方針および対策等を示すものである。

2 いじめとは

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第1章第2条】より

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」】より

(2) いじめの基本認識

いじめについては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを十分認識するとともに、特に、以下の点を踏まえ、適切に対応する必要がある。

- ①「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。
- ②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。
- ③いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
- ④いじめの問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
- ⑤家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

【いじめの問題に関する総合的な取り組みについて

(平成8年7月 児童生徒の問題行動に関する調査研究会議(報告))】より

3 未然防止

(1) 居場所のある学校・学級づくり

- ①集団内で役割を担い、自尊感情を高め、達成感や成就感を感じ取る経験を積ませることや温かい人間関係の中でお互いを認め合う集団づくりの取組
- ②担任だけでなく、全教員が生徒と関わり信頼関係を構築し、困った時に相談できる体制をつくる

(2) いじめに関する授業の実施

- ①各教科で生徒の自尊感情を高める授業づくりの実践
- ②人権教育、道徳教育の充実を図るとともに、学校教育全体を通して「命の大切さ」を実感できる体験活動の充実を図る

(3) いじめに関する研修の実施

- ①年3回の服務研修を実施し、いじめ防止等に関する職員の資質向上を図る必要に応じて、外部講師などを招いた研修会も実施する
- ②主幹・主任教諭による OJT 教育の実施（適宜）

4 早期発見

(1) 校内連携体制の充実

- ①全教員による生徒観察（授業後の休み時間、昼休みの巡回等）
- ②小さいいじめのサインも見逃さないきめ細かい情報交換と全職員での情報把握
- ③スクールカウンセラーとの連携および情報共有

(2) アンケート調査の実施

- ①いじめアンケート 年3回実施（6月、11月、2月）
- ②生活アンケート 年2回実施（5月、1月）

(3) 個人面談の実施

- ①スクールカウンセラーによる個人面談の実施（1学期）
- ②教員全員による「あのねの会」の実施（1学期～2学期）
- ③担任による個人面談の実施（適宜）

5 早期対応・早期解決

(1) 情報のキャッチ

- ①複数の教員で時系列（いつ、どこで、だれが、何を、なぜ、どのように）に確認
- ②関係生徒等から話を聴く時は慎重かつ注意深く進め、事実をつき合わせ、矛盾がないか整理

(2) 管理職への報告

- ①些細なケースでも緊急事態の意識を持ち、報告を行う
- ②情報提供者への配慮

(3) 対応体制の確立と事実関係の把握

- ①管理職を中心に事案に応じて柔軟な対応体制を確立
- ②事実関係把握までの手順・役割分担・内容を明確にした正確な事実つかみ
- ③聞きとるべき内容・留意すべき内容の確認
- ④被害生徒・加害生徒・関係生徒（傍観・観衆者）を個別に事情聴取（同時進行を基本とする）
- ⑤聞き取った内容を随時、情報交換し、ズレや秘匿を減らし全体像を把握

(4) 対応方針の決定

- ①被害者の安全や保護を最優先にし、緊張度を確認
- ②いつ、だれが、どのように対応するか役割分担を明確にし、全教職員に周知して迅速に対応
- ③必要に応じて、管理職の判断により警察、学校家庭支援センター等の専門機関と連携を図る

(5) 再発防止

- ①被害生徒の継続的なケアを行う（担任、養護教諭、スクールカウンセラー）
- ②加害生徒に対する組織的、継続的な観察と指導を行う
- ③当事者だけでなく、関係生徒（傍観・観衆者）に対してもいじめは絶対にあってはならないこと、どういった行動を周りがとることが大事かを学年、学級で指導を行う

6 インターネット上のいじめへの対処

(1) 情報モラル教育の推進

- ①インターネットの特殊性による危険や生徒たちが陥りやすい心理を踏まえた指導を行い、いじめ未然防止に取り組む
- ②保護者会などを通して、啓発活動を行い、保護者と緊密に連携・協力して対応を行う

(2) 関係諸機関との連携

- ①学校、保護者だけでは解決が困難な犯罪性の高い場合は、警察などの専門機関と連携を図る
- ②大島警察署と連携し、セーフティ教室（5月）でインターネットの危険について指導を行う

7 重大事態への対処

(1) 初動対応

- ①被害生徒の保護を最優先とし、複数の教員でケアにあたる
- ②いじめ防止対策委員会を招集し、迅速に調査を開始し、対応する
- ③教育委員会への報告と連携

(2) 保護者、地域との連携

- ①必要に応じて、管理職の判断により警察等の専門機関と連携を図る
- ②必要に応じて、緊急保護者会を開催し、個人情報に配慮して、事案の状況や学校の対応などについて説明をする

8 地域、家庭との連携

(1) 学校便り・学年通信の発行

- ①学校便り「三原の嶺」を発行し、いじめ防止基本方針の説明を地域・保護者に行い、学校への協力体制の強化を図る
- ②各学年で学年通信を定期的に発行し、必要に応じていじめについて情報等を提供し、家庭や地域での様子を継続して見守ってもらえるように連携強化を図る

(2) 保護者会、民生委員懇談会、PTA の活用

- ①情報交流・意見交流の場を設け、一層の連携強化を図る

(3) 行事や学校公開の呼びかけ

- ①学校に足を運んでいただき、学校の様子、生徒の様子を見ていただく機会を増やし、地域・保護者と協力、連携しやすい環境をつくる
- ②アンケート等で、地域・保護者からの目線で意見をいただき、より良い学校づくりを目指す

9 いじめ防止対策委員会の設置

いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

- 校長、副校長、生活指導主任、学年主任、該当担任、養護教諭、スクールカウンセラー
※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に行う。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ①いじめ防止等の取り組み内容の検討、実施、検証、修正
- ②いじめ防止に関する校内研修の計画、実施
- ③いじめに関する相談・通報への対応
- ④いじめの判断と情報収集
- ⑤いじめ事案への対応検討・決定
- ⑥いじめ事案の報告

(3) 年間計画

月	取組内容	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会で「学校いじめ防止基本方針」(以下「方針」)の説明 ・学校報、ホームページ等による「方針」等の発信 ・第1回服務研修(いじめの定義、いじめ防止基本方針の確認) 	スクールカウンセラーによる全員面談
5	<ul style="list-style-type: none"> ・セーフティ教室 ・第1回生活アンケート実施 ・第1回いじめ防止対策委員会の開催 	
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間 ・いじめ未然防止に向けた講話(朝礼、道徳、学活) ・第1回いじめアンケート調査 	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議(夏休み前までのいじめ防止対策の取組振り返り) ・民生児童委員懇談会(いじめ防止に向けての取組について) 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ防止対策委員会開催(対策等の見直し) ・人権作文への取り組み ・第2回服務研修(いじめ事例研修) 	全教員による「あのねの会」開催
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等により取組経過等の報告 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会練習における指導のポイントと注意点の確認 	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい月間 ・いじめ未然防止に向けた講話(朝礼、道徳、学活) ・人権週間 	
12	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめアンケート実施 ・第3回服務研修(本校の課題について検討、講話) ・第3回いじめ防止対策委員会の開催(検証) 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議(冬休みまでのいじめ防止対策の取組振り返り) ・第2回生活アンケート調査 	
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回いじめアンケート実施 ・第4回いじめ防止対策委員会の開催(検討) ・民生児童委員懇談会(いじめ防止に向けての取組について) 	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回いじめ防止対策委員会開催 (1年間の評価・次年度に向けて修正) 	